

6月1日から

市環境美化条例
が施行されます

快適で清潔な環境は、市内で生活や活動をする皆さんの協力によってつくり出され、守られていきます。

「私たちの住んでいるまちが、もっときれいであってほしい」という皆さんの意見から、環境美化の推進を図り、快適な生活環境を確保することを目的として、『市環境美化条例』が施行されます。

市民・事業者・行政が、みずからの問題としてとらえ、協働の責任をはたすことにより、きれいなまちにしていきたいと思います。

問合せ 環境対策課・内線3421

協働で
まちをきれいに

市民の皆さんができること

- 空き缶、ペットボトルなどは、持ち帰るか、回収容器にきちんと処理し、**周辺地域の環境美化**に努めましょう。
- 飼い犬を散歩させる時は、**ふんのあと始末**をするための道具を持っていき、ふんは持ち帰らなければなりません。
- 喫煙者は、灰皿の設置してある場所や、立ち止まって携帯灰皿を使用する場合以外、**路上喫煙をしない**ようにしましょう。
- 土地所有者は、管理している土地に、ポイ捨てをされないよう必要な措置を講じましょう。



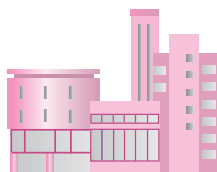
事業者の方ができること

- 事業所や事業活動を行う地域において、**周辺の環境美化**に努めましょう。
- 自動販売機により販売する事業者は、**回収容器を設置**し、適正に管理しなければなりません。



市ができること

- 条例に基づくきれいなまちづくりの施策の展開に努めます。
- 市民・事業者が取り組む自主的な美化活動を支援します。



「もっときれいなまちに」市民の声を聞きました

ポイ捨てが目立ちます

天気の良い日にウォーキングをしています。最近ではペットボトルや、たばこのポイ捨てが目立っていると感じます。また、お弁当の食べた後の容器が家の周りに落ちていたりすることもあり、不快な思いをしています。

美化条例ができることは良いことだと思いますが、少し残念にも思っています。それは、常識で考えればポイ捨てをしない等は当たり前のことだと思ってしまうからです。家庭等でのしつけの大切さをあらためて実感しています。

小原政二さん
(八1)

我が家の習慣として

犬を散歩する時には、必ずふんを処理するためのビニール袋を携帯しています。以前、スコップですくつたふんを、川に捨てている人を見た時、良い気持ちがいかなかったことがきっかけでした。子どもにもそれを教え、ビニール袋を持ち歩く習慣を付けさせました。

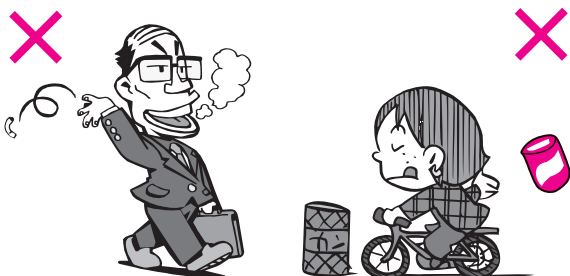
ふんが目立ちにくい草むら等は取りにくいこともありますが、飼い主のマナーとして、ふんは持ち帰って処理したいと思います。

阿部あけみさんとフラップくん
(坂2)

禁止される事項

※これらの行為を行った場合、指導や勧告の措置をとることがあります。

空き缶や、たばこの吸殻を回収容器等定められた場所以外に捨てることは禁止です



犬のふんを放置することは禁止です



市内全域が対象地区です

努めるべき事項

路上喫煙はしないように努めましょう



市では、環境美化に関する市民等の積極的な活動を推進・支援するため、「環境美化推進員制度」を設けました。
ボランティア等で清掃活動をしている方、また、ご近所を清掃されている方など、環境美化推進員として活動したい方は、環境対策課窓口へお申し出ください。(個人・団体は問いません)
「環境美化推進員」として腕章をお渡します。



環境美化推進員を募集

今後、皆さんの意見を聞きながら、ポイ捨て等の防止を強化する環境美化推進地域や、喫煙を禁止することができる喫煙禁止区域を指定するなど、快適で清潔なまちづくりを目指します。

不発弾処理のお知らせ

5月25(日)に処理作業を行います

(天候にかかわらず実施します)



(写真は3月26日現在のものです)

平成20年3月25日に、辻1052番地の1において再び発見された不発弾(250キロ爆弾1個・信管付き)については、自衛隊により不発弾の信管防護措置が施されています。

現在、現場は立ち入り禁止とし、職員等による24時間体制で警備を行っています。

処理作業にあたっては、作業場所を中心に一時避難および周辺道路などで交通規制を行います。

たいへんご不便をおかけしますが、市民の皆様の安全を確保するため、ご理解とご協力をお願いいたします。(避難対象区域や、交通規制区域等の詳細は、チラシをご覧ください)

問合せ 鳩ヶ谷市不発弾処理対策本部 ☎280-1111 内線5511、5512
(防災・自治振興課内)